

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和4年11月11日(2022.11.11)

【公開番号】特開2021-23330(P2021-23330A)

【公開日】令和3年2月22日(2021.2.22)

【年通号数】公開・登録公報2021-009

【出願番号】特願2019-140515(P2019-140515)

【国際特許分類】

A 63 F 5/04 (2006.01)

10

【F I】

A 63 F 5/04 651

【手続補正書】

【提出日】令和4年11月2日(2022.11.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

特定のオブジェクトが所定色で表示可能であり、

特定のオブジェクトが特定色で表示可能であり、

特定のオブジェクトが所定色で表示される場合と、特定のオブジェクトが特定色で表示される場合と、に応じて特典付与期待度が異なることを示唆する特定演出を有しており、

動画像に合わせて或る表示領域に表示されるキャラクタの台詞に関する文字列(以下、「動画像に合わせて或る表示領域に表示されるキャラクタの台詞に関する文字列」を「台詞文字」と称す)が表示され得る複数の演出を有しており、

前記特定演出のうち特定のオブジェクトが所定色で表示される場合と、前記複数の演出のうち台詞文字が略所定色で表示される場合と、を比較すると、前記複数の演出のうち台詞文字が略所定色で表示される場合の方が特典付与期待度が高くなるよう構成されている遊技機。

30

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0029

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0029】

40

本発明は、以下のような特徴を備えている。なお、以下の特徴構成の説明では、後述する実施形態において対応する構成の一例を括弧書きで示している。

本発明に係る遊技機は、特定のオブジェクトが所定色で表示可能であり、特定のオブジェクトが特定色で表示可能であり、特定のオブジェクトが所定色で表示される場合と、特定のオブジェクトが特定色で表示される場合と、に応じて特典付与期待度が異なることを示唆する特定演出を有しており、動画像に合わせて或る表示領域に表示されるキャラクタの台詞に関する文字列(以下、「動画像に合わせて或る表示領域に表示されるキャラクタの台詞に関する文字列」を「台詞文字」と称す)が表示され得る複数の演出を有しており、前記特定演出のうち特定のオブジェクトが所定色で表示される場合と、前記複数の演出のうち台詞文字が略所定色で表示される場合と、を比較すると、前記複数の演出のうち台詞文字が略所定色で表示される場合の方が特典付与期待度が高くなるよう構成されている。

50

**【手続補正3】****【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0030**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0030】**

参考態様の遊技機は、スタートスイッチと、複数のストップスイッチと、画像表示部と、を備えた遊技機（例えば、スロットマシン）であって、前記画像表示部には、第1表示（例えば、会話演出表示）が表示される場合を有し、前記画像表示部には、第2表示（例えば、字幕演出表示）が表示される場合を有し、第1表示は、キャラクタの表示と、文字として識別できる表示と、を少なくとも含む表示であり、第2表示は、文字として識別できる表示であり、第1表示として、所定の第1表示（例えば、第1の会話演出表示KD1）と、特定の第1表示（例えば、第2の会話演出表示KD2）とを少なくとも有し、第2表示として、所定の第2表示（例えば、第1の字幕演出表示JD1）と、特定の第2表示（例えば、第2の字幕演出表示JD2）とを少なくとも有し、所定の条件を満たした或る遊技では、前記スタートスイッチの操作が受け付けられたことを契機として前記所定の第1表示が表示され、その後前記ストップスイッチの停止操作が受け付けられたことを契機として前記特定の第1表示が表示され得るよう構成されており、特定の条件を満たした或る遊技では、前記スタートスイッチが受け付けられたことを契機として前記所定の第2表示が表示され、その後前記ストップスイッチの停止操作が受け付けられる前であっても前記特定の第2表示が表示され得るよう構成されていることを特徴とする。

10

20

30

40

50